

年議發生 年月日	勞働者總數	種 類	年議解決 年月日	石山炭採掘
五月八日	男 七七八 女 二六二 計 一、〇四〇	高尾炭第一坑	五月十日 (罷業六日)	男 四四〇 女 〃 計 四四〇
五月十日 (罷業六日)	男 〃 女 〃 計 〃	種 類	五月十日 (罷業六日)	男 〃 女 〃 計 〃

要
求

一 坑内定夫坑外日役運搬夫ノ最低賃銀ヲ一四六十表トスルコト
 二 不當ナル解雇手當
 三 採炭仕様ノ賃銀ニ割値上ノ件

誘
因

一 五月十日以降發生セルニ瀨出炭所ニ屬冬炭坑ノ年議ニ利害セラレ合坑採炭夫高村老松林高太郎等ハ陸奥ノ間ニ瀨野炭坑年議國員佐々木栄等ト連絡ヲ執リ合坑ニ於ケル年議計画ヲ樹クシ五月七日夜前記三名ハ合坑採炭夫之野ニ外敷名ト姓名ニ會合シ噴頭書ヲ作成シ提出前ニ年議ヲ敢行シテ炭坑側ヲ索制シ以テ年議ヲ有利ニ解決セントオロ試シ其ノ戰術トシテ一般坑夫ヲ坑内ニ籠ラシメ要求書ヲ示シテ一日ノ賛成ヲ求メ直チニ之ヲ炭坑側ニ提出シテ回答ヲ得ハ合坑内ニ籠居スル事ニ決シ八日一番方採炭夫之野ニテ其指導者者トシテ年議ヲ開始スハ準備ヲ整ヘテ

條
項

- 四 共助會ヲ従業員ノ経営管理トナスコト
- 五 賃銀支拂ヲ月五回トナスコト
- 六 班長制度ヲ撤廢シ従業員總代ト改メ従業員互選トナスコト
- 七 指定床屋ヲ設置スルコト
- 八 解雇手當ヲ左ニ准テスルコト
 - (一) 一年未満ハ五十日分
 - (二) 一年以上一年ヲ増ス毎三十日分ヲ增加スルコト
- 九 納屋頭ヨリ転任サケル借金ノ引去リ延期ノコト
- 一〇 風坑旧坑人道ヲ任操シ危険ヲ除クコト
- 一一 杭木積込ノ人夫ヲ日々交替セシメラルコト
- 一二 坑内婦人失業者ニ拾炭ヲナシメ相当ナル價格ニ依リテ事業主側ヨリ買取ルコト
- 一三 最近六ヶ月以内ニ於テ産褥ニ依リ解雇セラレタル婦人ヲ即時復級セシムルコト
- 一四 函引制度ヲ撤廢スルコト
- 一五 年議中ノ費用ハ事業主側ヨリ全額負担スルコト
- 一六 年議中ノ日給ハ事業主側ヨリ支給スルコト
- 一七 保險員ハ有給職員トシ保險法ヲ遵守セシムルコト
- 一八 坑内人車ヲ設置スルコト
- 一九 郵便物ハ各戸ノ所達スルコト